

改正

平成22年10月1日訓令第72号
平成24年11月27日訓令第98号
平成24年12月5日訓令第104号
平成27年9月24日訓令第99号
平成30年8月31日訓令第90号
平成30年11月21日訓令第106号

鹿角市発注の工事に係る入札予定価格の事前公表に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、入札の競争性を損なうことなく、一層の透明性、公正性を高めるため、鹿角市が発注する入札に付する工事の予定価格を入札実施前に公表すること（以下「事前公表」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事前公表の対象)

第2条 事前公表の対象は、鹿角市が入札に付する設計金額130万円未満の建設工事等とする。

(事前公表の内容)

第3条 事前公表の内容は、当該工事に係る予定価格とする。

(事前公表の方法)

第4条 事前公表の方法は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 条件付き一般競争入札に付する場合は、入札公告により公表するものとする。
- (2) 指名競争入札に付する場合は、指名者に対しては指名通知書へ記載のほか、契約検査室において各工事ごとに様式第1号の書面を閲覧に供するものとする。また、閲覧の時期は、当該工事に係る設計図書等の閲覧及び貸出期間の開始から入札終了日までとする。

(入札金額見積内訳書の添付)

第5条 入札執行者は、入札参加者の見積努力を促し、その請負代金の額によっては建設工事等の適正な施工等が通常見込まれない契約の締結の防止及び不正行為を排除するため、また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条の規定に基づき、鹿角市発注工事の入札における全ての入札参加者に対し、入札金額見積内訳書（以下「入札内訳書」という。）を提出させるものとする。

- 2 入札内訳書は、土木工事にあつては設計図書における本工事費内訳書に準じた内容とし、建築、設備工事にあつては、設計図書における総括表に準じた内容とする。
- 3 入札内訳書は、入札の際に入札書に添付して提出するものとする。この際、当該入札が電子入札システムによらない入札による場合においては、入札内訳書は、入札書と別の封筒に入れて提出するものとする。
- 4 前項による入札内訳書の添付は1回目の入札時のみとし、入札が再入札以降に及んだ場合においては、添付は求めないものとする。ただし、入札公告や指名通知等であらかじめ求めた場合においては、この限りでない。

(入札の無効)

第6条 事前公表された予定価格を上回る金額を記載した者の入札は、無効とする。

- 2 建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）第2条の規定による改正後の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条及び第13条の規定の趣旨に鑑み、入札内訳書を提出しなかった落札候補者の入札及び提出された入札内訳書が次の各号いずれかに該当する場合には、当該入札内訳書を提出した者の入札を無効とする。ただし、第5号の規定については、経過措置として、当分の間適用しないこととする。
 - (1) 提出者の商号又は名称の記載がないもの
 - (2) 建設工事の件名の記載がないもの
 - (3) 工事価格の記載がないもの
 - (4) 入札金額の内訳の記載がないもの
 - (5) その他提出者の商号又は名称に明らかな誤りがあるもの、建設工事の件名に明らかな

誤りがあるもの又は工事価格と入札金額が著しく異なるもの

(入札内訳書の確認方法等)

第7条 入札執行者は、入札終了後、全ての入札内訳書の内容確認を行い、入札内訳書提示状況調(様式第2号)を作成する。

2 入札執行者は、前項の確認の結果、入札内訳書の内容が不適切な場合は、当該入札者に対し指導を行うものとする。この場合において、入札内訳書の内容が著しく不誠実であるなど真摯な見積りに欠けると認められるときは、書面(様式第3号)により厳重に注意を行うものとする。

(入札内訳書の効力)

第8条 入札内訳書は、第6条第2項による入札無効の判定に使用するほか、低入札価格調査制度を適用する工事においては、失格判断基準に該当するか否かを判定する際の調査に使用するものとする。

2 入札内訳書の内容は、前項の判定に使われる部分を除き、当面の間、その瑕疵(かし)をもって入札結果及び契約の締結を左右するものではないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成17年7月5日から施行する。

(鹿角市発注の工事に係る入札予定価格の事前公表の試行に関する要領の廃止)

2 鹿角市発注の工事に係る入札予定価格の事前公表の試行に関する要領(平成13年鹿角市訓令第30号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要領による廃止前の鹿角市発注の工事に係る入札予定価格の事前公表の試行に関する要領の規定により公表の対象となった建設工事等の取扱いについては、なお従前の例による。

4 当面の間、第2条中「設計金額130万円未満」とあるのは「一般土木工事は設計金額1,500万円未満、建築一式工事は設計金額2,000万円未満、その他工事は設計金額1,000万円未満」と読み替えて同条の規定を適用する。

附 則(平成22年10月1日訓令第72号)

改正

平成24年11月27日訓令第98号

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成24年11月27日訓令第98号)

(施行期日)

1 この要領は、平成24年12月5日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、同日前に指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則(平成24年12月5日訓令第104号)

(施行期日)

1 この要領は、平成24年12月5日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札公告又は、指名通知を行う入札について適用し、同日前に指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則(平成27年9月24日訓令第99号)

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成30年8月31日訓令第90号)

この要領は、平成31年1月1日から施行する。

附 則(平成30年11月21日訓令第106号)

この要領は、平成31年1月1日から施行する。

鹿角市長

㊟

入札予定価格の事前公表について

次に掲げる工事に関する入札を実施する際の予定価格を「鹿角市発注の工事に係る入札予定価格の事前公表に関する要領」(平成17年鹿角市訓令第44号)第3条に規定する公表の内容とし、同要領第4条第2号により公表します。なお、事前公表される予定価格には、消費税及び地方消費税が加算されております。

また、この入札においては、同要領第5条の規定により入札書提出の際に入札内訳書を添付しなければなりません。

記

<p>工事番号及び工事名</p>	<p>(工事番号)</p> <p>(工事名等)</p>
<p>工 事 の 場 所</p>	<p>鹿角市</p> <p style="text-align: right;">地内</p>
<p>予 定 価 格</p>	<p style="text-align: right;">円</p> <p style="text-align: right;">(うち消費税及び地方消費税の額 円)</p>

※ 本様式は、事前に決裁を受け、押印して閲覧に供することとする。決裁区分は所管課長相当とする。

様式第2号（第7条関係）

入札内訳書提示状況調

工事番号及び工事名				
入札日	年 月 日			
確認者 所属	部	課	担当	職名・氏名

入札参加者氏名	入札内訳書記載事項点検			
	・内訳書の区分は適切になっているか	良	可	不可
	・人礼金額と内訳書の記載内容の適合	良	可	不可
	・設計条件が明らかに異なっていないか	良	可	不可
	・数量、単価、金額等に錯誤がないか	良	可	不可
	・その他、不適切な点があるか（総合評価）	良	可	不可
	・内訳書の区分は適切になっているか	良	可	不可
	・人礼金額と内訳書の記載内容の適合	良	可	不可
	・設計条件が明らかに異なっていないか	良	可	不可
	・数量、単価、金額等に錯誤がないか	良	可	不可
	・その他、不適切な点があるか（総合評価）	良	可	不可
	・内訳書の区分は適切になっているか	良	可	不可
	・人礼金額と内訳書の記載内容の適合	良	可	不可
	・設計条件が明らかに異なっていないか	良	可	不可
	・数量、単価、金額等に錯誤がないか	良	可	不可
	・その他、不適切な点があるか（総合評価）	良	可	不可
	・内訳書の区分は適切になっているか	良	可	不可
	・人礼金額と内訳書の記載内容の適合	良	可	不可
	・設計条件が明らかに異なっていないか	良	可	不可
	・数量、単価、金額等に錯誤がないか	良	可	不可
	・その他、不適切な点があるか（総合評価）	良	可	不可

※ 設計図書と入札内訳書の比較において、工種別の金額が大幅に変わらない場合は、構わないものとする。

年 月 日

鹿角市長

㊟

入札書に添付した入札内訳書の内容の改善について（要請）

下記の工事に係る入札書に添付して提出された入札内訳書の内容を精査した結果、下記のとおり不適切な点があると認められましたので、今後改善されるよう要請します。

1. 入札実施日	年 月 日
2. 工事番号及び工事名	
3. 入札内訳書の不適切事項	